

災害時要援護者登録制度をご活用ください！ ～避難支援者のご協力についてもお願いいたします～

本町では、風水害や地震などの災害に備え、避難などの際に支援を希望する方（要援護者）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「災害時要援護者避難支援計画」を平成22年3月に策定いたしました。

そこで、災害時の避難場所までの誘導支援や防災情報の伝達などの支援体制を確立するため、避難支援を希望する方の情報をあらかじめ把握する「災害時要援護者登録制度」についてお知らせいたします。

1. 要援護者登録制度のポイント

- ①任意の登録制度で、自力での避難が困難な方が対象となります。
- ②本制度に要援護者として登録するには、事前にお申し込みいただく必要があります。
- ③要援護者に登録する方に、避難時に支援をしていただく「避難支援者」を決めていただきます。

※支援をしていただく方は、ご近所の方が適当ですが、決まらない場合は、自治会、民生児童委員の方などでも結構です。誰もいない場合は役場総務課総務係までご相談ください。

2. 要援護者とは

本町に在住の居宅の方のうち、下記のいずれかの要件を満たし、災害時に自力での避難が困難で、家族以外の第3者の支援が必要な方をいいます。

- ①介護保険における要介護3・4・5の方
- ②身体障がい（身体障害者手帳1・2級）のある方
- ③知的障がい（療育手帳A）のある方
- ④精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1・2級）のある方
- ⑤高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で、上記①から④に該当しない方
- ⑥上記①から⑤以外の方で、災害時に自力での避難が困難な方

3. 避難支援者とは

避難支援者の方には、災害時に地域での共助を目的として次のことにご協力いただきます。

- ①町より避難準備情報が発信された場合の避難所までの誘導
- ②大地震が起きた場合の安否確認
- ③災害状況等の情報伝達

4. 要援護者の登録方法

役場総務課総務係までご連絡ください。

後日、郵送にて「登録申請書」を送付させていただきます。

【登録される情報】※登録申請書に記載していただく情報です。

- ①本人に関する情報（氏名、住所、電話番号、居住の状況など）
- ②緊急連絡先情報（本人の家族に関する情報）
- ③地域支援者情報（支援をしていただく方の情報）
- ④特記事項情報（特に配慮すべき情報）※医療等の支援の状況など

なお、すでに要援護者の登録をされている方は、お申し込み不要です。

【お申し込み・お問い合わせ先】

総務課総務係

☎ (62) 4470 FAX (62) 4198

E-mail soumugrp@town.koshimizu.hokkaido.jp

小清水中学校屋内体育館・武道場 改築完了!!

平成24年4月17日から開始された小清水中学校屋内体育館・武道場の改築工事が、同年12月17日をもって完成となりました。

小清水中学校の校舎及び屋内体育館は昭和43～45年に建築されたもので、平成21年に耐震強度不足を指摘されたことにより、安心して授業を受けられる安全な学習環境づくりのため、最新の建築基準、学校施設基準に適合する施設へと改築されました。また、同校は小清水町地域防災計画に定める避難所に指定されており、災害発生時にあける避難と救護、消火等応急対応活動の拠点としても期待されています。



【屋内体育館】



【武道場】

屋内体育館及び武道場の改築工事は延べ1825平方メートルにわたり、中学校本校舎の改築に先立って実施されました。本校舎は、平成25年12月頃に完成する予定です。